

令和5年5月8日

事業主・事務担当者様

東京都家具健康保険組合
(事務連絡)

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請について

平素より当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請については、急激な感染拡大等を踏まえ、当面の間の臨時的な取扱いとして、医師の意見書の添付は不要とし、事業主の証明書類を添付すること等により、運用してきたところですが、今般、厚生労働省保険局保険課より令和5年4月28日付事務連絡が発出され、令和5年5月8日以降に受け付ける新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請（支給申請期間が同日前であるものを除く）においては、従来と同様に「医師の意見書」の添付が必要となりましたのでご連絡いたします。

したがって、支給申請期間が令和5年5月8日以降のものについては、「医師の意見書」が必要となりますので、被保険者にご周知願います。